

第 4 回国際通信調停フォーラムの報告について

1 開催日時

2012年（平成24年）10月11日（木）14:00～18:00

2 開催場所

韓国ソウル市 ウェスティン朝鮮ホテル 2階

3 主催者

韓国放送通信委員会（KCC）／韓国情報通信振興協会（KAIT）

4 テーマ

スマート融合時代における新しいサービスの出現～紛争事例及び消費者保護

5 日本からの出席者

電気通信紛争処理委員会特別委員 加藤 寧
同委員会事務局参事官 川村 一郎

6 プログラム

別紙のとおり

7 会議の概要

（1）基調講演

英国通信庁(Ofcom)の最高執行責任者(CEO)であるエド・リチャーズ氏が、「デジタル時代におけるインターネットと消費者保護」と題する基調講演を行った。その内容は、以下のとおり。

- ・ 消費者にとって良好なインターネットの経験を提供するために、通信規制当局はどのような貢献ができるのかという問いには、次の3つの局面があると考ええる。

- ① 健全なインターネットへのアクセス市場が存在すること
 - ② 消費者がインターネット・サービスについて適時的確な情報を有すること
 - ③ 消費者がインターネット環境において安全で保護されていると感じること
- ・ 公正競争の実現のためには、消費者が円滑に通信事業者を選択できるようにすることが重要である。我々は、本年前半に固定電話とブロードバンドにおける通信事業者の選択の改善策について意見を求めた。2013年には結論を出し、他の付随的なサービスに対象を拡大していく予定である。
 - ・ 消費者は、ブロードバンド・サービスの価格と品質について情報を得る必要がある。Ofcomは、ブロードバンドの速度に関する調査に率先して取り組んできた。また、トラヒックがどのように管理されているかは、ネットワーク中立性の中核をなす。我々は、2012年の年次報告書にトラヒック管理に関する章を設ける予定である。さらに、欧州レベルでの取組も重要であり、欧州委員会は、2013年初頭にガイドラインを出す予定である。
 - ・ 通信規制機関が今後20年間最も深く関わる問題の一つは、データの保護である。第一は、知的財産権の保護である。第二に、プライバシーの問題は避けて通ることができない。さらに、子供の保護も重要である。これらの問題には、他の規制機関とも協力して対処していかねばならない。また、欧州委員会や加盟各国と共同して取組を行っている。

(2) セッション1

セッション1では、ドイツ、日本、米国及び韓国の制度や係争事例についてそれぞれ説明を行った。

【ドイツ】

- ・ 2012年ドイツ電気通信法改正の概要について、説明があった。今回の主要な改正事項は①消費者保護の強化、②ネットワークの拡張、③ネットワーク中立性の3つである。
- ・ 消費者保護の強化として、住居の移転における契約の保護、通信プロバイダの変更における番号ポータビリティ、位置情報サービス提供の際の利用者への通知等の改正を行った。
- ・ ネットワークの拡張に係る法改正として、通信事業者に限らずインフラ保有者は、その地理的位置情報等の情報を提供しなければならないこととした。また、ドイツ連邦ネットワーク庁は、非効率的な使用がされている場合に通信ネットワークの運営者等に設備の共用や費用の分担を命令することを可能とした。
- ・ ネットワーク中立性を守るため、連邦政府が連邦議会両院の同意のもとに命令を発することを可能にする等の改正を行った。

【日本】

- ・ 電気通信紛争処理委員会の概要について簡単に紹介した後、日本におけるMVNOに関する紛争事例及びコンテンツ配信事業者等が抱える問題について説明を行った。
- ・ MVNOに関しては、日本におけるMVNOの進展状況と総務省の参入促進に向けた取組を紹介した上で、過去に紛争処理委員会が扱った2つの事例について、その概要を説明した。
- ・ コンテンツ配信事業者等が抱える問題に関しては、本年2月から3月にかけて委員会事務局が実施したコンテンツ配信事業者等に対するアンケート調査の結果について、その概要を紹介した。

【米国】

- ・ 米国放送市場における新しいタイプの紛争事例として、番組へのアクセスに関する紛争及び地上放送番組の再送信に関する紛争についての説明があった。
- ・ 番組へのアクセスに関する紛争については、関連する米国の法律の規定について説明した後、具体的な事例としてSky Angel 対 Discovery 事件の概要を紹介した。
- ・ 地上放送番組の再送信に関する紛争の具体的な事例として、ivi TV 事件及びAereo 事件について、その概要を紹介した。

【韓国】

- ・ 韓国における通信・放送の融合による新たなサービスとして、スマートTV、OTS(注1)、mVoIP(注2)等のサービスを紹介した後、こうした新サービスをめぐっての紛争事例についての説明があった。
- ・ スマートTVに関しては、本年2月にKTがサムスンのスマートTVサービスを利用者に対する事前の十分な通知なしに中断した事件について紹介した。また、KTの提供するOTSサービスの消費者保護の観点からの問題に対し、KCCが本年2月に改善命令を出した事例についても併せて紹介を行った。
- ・ 最後に、KCCの消費者保護政策の概要について説明を行った。

(注1) OTS：衛星TV、IPTV、固定ブロードバンド、固定/携帯電話をパッケージしたサービス

(注2) mVoIP：携帯インターネット電話

(3) セッション2

セッション2では、セッション1で各国から紹介された内容等を踏まえ、質問及び意見交換を行った。

日本に対しては、最近の制度改正により電気通信紛争処理委員会における紛争

解決の対象に放送分野における紛争が追加されたことをどのように評価するのか、また、紛争を解決する際に公正競争の阻害、視聴者の利益への影響等の審査基準をどのように適用しているのかとの質問があった。

これに対し当方から、通信と放送の融合が進展する中で委員会機能の統合は不可欠であり、現実にはケーブルテレビによる地上放送の再放送に関する紛争が委員会の審議の対象になっていること、また、スマート TV に関する紛争の解決に当たっては、公正競争の確保とネットワークへの負荷による利用者の利益への影響の両方をよく考慮して判断する必要がある旨の回答を行った。

[フォーラムの様様]



以上

プログラム

	セッション及びテーマ	スピーカー
開会		
14:00～	開会の辞	ノ・ヨンギョ KAIT 副会長
14:20	祝辞	ヤン・ムンソク KCC 常任委員
基調講演		
14:20～ 14:40	デジタル時代におけるインターネットと消費者保護	エド・リチャーズ 英国 通信庁(Ofcom) 最高執行責任者
セッションⅠ：紛争と調停事例		
14:40～ 15:00	電気通信法 2012 における消費者保護と融合：規則と事例	ヘルムート・シャドウ ドイツ ネットワーク通信庁(BNetzA) 法的電気通信規制問題課長
15:00～ 15:20	日本の電気通信紛争処理委員会における最近の活動について	加藤 寧 総務省電気通信紛争処理委員会 特別委員
15:20～ 15:40	新放送サービスにおける米国の紛争事例	イ・ギフン 韓国 情報社会開発研究所 研究員
15:40～ 16:00	スマート融合時代における新しいサービスの出現：紛争事例及び消費者保護	キム・ジョンウォン KCC 調査企画調整課長
	休憩	
セッションⅡ：パネルディスカッション		
司会：パク・ジェチョン 教授（仁荷大学 情報通信大学院）		
16:20～ 17:35	【パネリスト】 リュ・グァンヒョン 弁護士 ジョン・ヨンジュン 教授（全北大学） イ・サンシク 教授（啓明大学） ホン・デシク 教授（西江大学）	
17:35～ 17:55	質疑応答	
閉会		
17:55～ 18:00	閉会の辞	チョン・ジョンギ KCC 利用者保護局長